

決済 区分	市長	局長	次長	庶務係	工務係	係	局員
A							
B							
C							
D							

令和 年 月 日

給水装置工事申込、設計及び工事施工承認申請書

上天草市長 堀江隆臣 様

申込者 住 所 _____
 氏 名 _____ (印)
 電話番号 _____

給水装置工事を申し込みたいので、上天草市水道事業給水条例第5条の規定に基づき申請します。
 また、給水装置工事の設計及び工事施工について承認を受けたいので、上天草市水道事業給水条例
 第8条第2項の規定に基づき、関係書類を添えて併せて申請します。

- 1. 工事場所 上天草市 _____
- 2. 用 途 一般 ・ 船舶 ・ 一時
- 3. 世帯員数 人
- 4. 工事種別 新設 ・ 改造 ・ 修繕 ・ 一時
- 5. メーター器口径 m/m
- 6. 工 期 自 令和 年 月 日
 至 令和 年 月 日
- 7. 指定給水装置工事事業者
 住 所 _____
 商号又は名称 _____
 代表者氏名 _____ (印)
 主任技術者 _____

添付書類

- 1. 給水装置工事設計図
- 2. 市長の指示による写真
- 3. その他

整理欄 (水道局記入)

受 付	令和 年 月 日	工 期	令和 年 月 日から
整理番号	第 号		令和 年 月 日まで
量水器番号	(m ³)	給水開始年月日	令和 年 月 日より
設計審査 手数料	円 (令和 年 月 日納入)	材料検査手数料	円 (令和 年 月 日納入)
竣工検査 手数料	円 (令和 年 月 日納入)	加 入 金	円 (令和 年 月 日納入)

備 考

土地家屋使用承諾書

本給水装置工事施工のため、私所有の土地家屋を使用することを承諾します。なお、本承諾に関し紛争が生じたときは、当事者間で一切解決します。

令和 年 月 日

土地・家屋承諾者

住 所

氏 名

印

使用する土地家屋の所在地

上天草市

町

番地

給水管所有者分岐同意書

私所有の給水装置から分岐することを承諾します。なお本承諾に関し紛争が生じたときは、当事者間で一切解決します。

令和 年 月 日

承諾者

住 所

氏 名

印

給水装置番号

誓 約 書

令和 年 月 日

上天草市水道事業

上天草市長 堀江隆臣 様

給水装置工事申込者

住 所

氏 名

印

下記の給水装置工事施工について第三者から異議があっても、市に対して御迷惑をおかけしないことを誓約いたします。

記

給水装置工事の場所

上天草市

町

番地

竣 工 検 査 願

令和 年 月 日

上天草市水道事業

上天草市長 堀江隆臣 様

申込者 住 所 _____
 氏 名 _____ ⑥
 電話番号 _____

上天草市水道事業給水条例第8条第2項の規定による竣工検査をお願いします。

記

工事場所	上天草市	町	番地
指定業者	住 所		
	商 号		電話番号
	代 表 者	⑥	

復 命 書

上記願で給水装置工事について検査した結果、下記のとおりでしたので復命します。

整理番号	年度 第 号		
検査日	令和 年 月 日	検査員	⑥
総合評価	良好	一部手直指示後認定	手直指示

指示内容

出 来 高 图

平面图

断面图

給水装置工事設計審査申請書

設備の種類	給水装置	新設・改造	工事
		修繕・一時	
設置の場所	上天草市	町	番地

上記工事の施行許可を得たいので、上天草市水道事業給水条例第8条及び上天草市指定給水装置工事事業者規程第14条の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

令和 年 月 日

(申請者)

住 所 _____
氏 名 _____ (印)

(給水装置工事事業者)

氏名又は名称 _____
住 所 _____
代表者氏名 _____ (印)

上天草市長 堀江隆臣 様

様式第3号(第15条関係)

給水装置 新設・改造 工事完了検査申請書
 修繕・一時

設置場所	上天草市	町	番地
氏名			
工事番号	第	号	量水器番号

上記工事が完了したので、上天草市指定給水装置工事事業者規程第15条の規定により申請します。

令和 年 月 日

(給水装置工事事業者)

氏名又は名称

住 所

代表者氏名

印

上天草市長 堀江隆臣 様

上記給水装置工事を検査しました結果、工事図面及び設計書のとおり完了しましたので復命します。

令和 年 月 日

職

氏 名

印

工事工程表

申請者名

工程表
進捗率

計画 (黒)
実績 (赤)

確認印	印

工事店名
住所
会社
代表

工期 自 令和 年 月 日 ~ 至 令和 年 月 日

工種	種別 (細別)	金額 (千円)	数量	換算値	令和 年 月 日			令和 年 月 日			令和 年 月 日			令和 年 月 日								
					10	20	30	1	10	20	30	1	10	20	30	1	10	20	30			
工 程 計 画 実 績 表	給水管 引込 工事	床掘・埋戻	一式																			
		管布設	一式																			
		量水器設置	一式																			
		舗装工	一式																			
		合計																				
工事総合工程表					90%																	
					80%																	
					70%																	
					60%																	
					50%																	
					40%																	
					30%																	
					20%																	
					10%																	
					0%																	
特記事項 (特に工程回復のためにとった処置等があれば記入する)																						

「給水装置申込、設計及び工事施工承認申請書」申請及び施工時の注意点

- 1 申請書には、必ず日付を記入する。(提出書類全部に記入)
 - 2 工程表を提出する。
 - 3 市道の場合は、建設課より道路工事施工承認の許可をとり写しを添付する。
(国道・県道は、地域振興局に水道局より申請を提出後許可までに1ヶ月くらい期間必要)
 - 4 警察署より道路使用許可をとり写しを添付する。
 - 5 給水装置新設に伴う一時給水申請については、新設申込み後とする。
 - 6 申請時に、手数料・加入金を納める。
 - 7 材料検査を実施。(一時給水についても材料検査を実施)
 - 8 本管取出し時、水道局立ち合い(本管の位置・深さ等確認)
 - 9 本管取出しは、サドル分水栓又は離脱防止付継手等を使用する。
 - 10 給水管取出し時、圧着機を使用したら必ずMCソケットにて保護する。
 - 11 水圧検査を実施。(1.0Mpa 10分以上)
 - 12 量水器を渡した時点で料金が発生。
 - 13 量水器の設置場所は、配水管の分岐部分から最も近い敷地内で検針のしやすい位置とする。
 - 14 既設の量水器を移設する場合、元の水栓は完全に撤去し状況写真を提出する。
 - 15 アスファルト舗装は仮舗装後、4週間おいて本舗装をすること。(影響幅を取る)
(国道・県道は2年間、市道は1年間業者にて管理し、沈下・割れ等が発生したら復旧する。)
 - 16 竣工時、配管状況の位置・深さ等の分かる写真、材料検査・水圧検査・舗装厚の写真を提出する。
- ※ 宅地造成等による配管依頼があった場合は、開発給水協議書の提出が必要。
(事前に水道局と協議すること。)